

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第二号の看護師養成所として」を「に基づき」に改める。

第七条の二第一号中「（第二看護学科の基礎分野にあつては、十五時間から四十五時間まで）」を削る。

第十八条の二第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

校長は、教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に、次に掲げる学校等において履修した科目について修得した単位又は履修した時間数（第十一号に掲げる学校等においては、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第四十二号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り、別表第一及び別表第二に定める基礎分野の履修に替えることができる。）を、本校における科目の履修により修得したものと認定することができる。

第十八条の二第二項中「第十号」を「第十一号」に、「三十三単位」を「三十六単位」に改める。

別表第一中「及び進級に必要な単位」を「の単位」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条、第十八条、第二十条関係）
科目、単位数及び時間数

門 分 野 I		専 門 基 礎 分 野			基 礎 分 野			科 目
臨地実習	基礎看護学	専 門 基 礎 分 野 計	法社環地カ治薬治病病病病微生物 ウ 域 ン と会 境保セ療理栄 福 健 ン グ学学学学ⅢⅡⅠ学学学	基 礎 分 野 計	臨基教社哲心統論物 床 礎 育会 理計的理 英 英 語語学学学学学考学	（ 時 間 位 数 ） 数		
看看 護護 過過 程程 のの 展展 開開 ⅡⅠ	臨看看フ看看看看 床護イジ護護護 研護カル技活学 究アセ術と概 の過スメ演倫 総基メン 論礎程ト習理論	(三三〇時間) 一四	---	(三〇〇時間) 一一	二二-----		備考	

合 計	統	統 合 分 野 計
	統	
(二、一九〇時間) 七二	(三六〇時間) 一一	
各学年における履修科目の単位は、校長が別に定める。		

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の広島県立三次看護専門学校学則の規定は、平成二十二年入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。